

## 相談事業

### ■被害者の状況と相談事業

#### 《全被害者に対する相談》

被害者のうち、「協会と常時連絡を希望している方」およそ 5,400 名が協会の救済事業の対象者です。ひかり協会は、定款で継続的な健康管理、治療・養護、生活保障・援護、教育・保護育成などの事業を定めており、その中で相談事業は救済事業の基本であると位置づけています。被害者が、健康や医療、あるいは毎日の暮らしの中で仕事や生活等について悩んでいることや困っていることなどの相談に応じるため、全国に7地区センター事務所を設置して、相談事業を実施しています。

また、高齢化など被害者の状況の変化や公的制度及び退職など社会生活の変化に対応するため、行政協力や専門家の協力を得て、公的制度の活用と適切な情報提供、治療促進や病気の重症化を防ぐ対策、自主的健康管理を促進する様々な援助等、高齢期に対応する総合的な相談活動を実施しています。

2013年2月には、改正及び新しく出された厚生労働省通知によって、行政協力を希望するアンケート①対象者全員が名簿に登載できるようになり、また市町村による介護保険に関する適切な相談対応が進むなど、行政による相談体制の仕組みづくりが進展しました。

#### 《障害のある被害者に対する相談》

一定以上の障害・症状があるために就業や家庭生活に困難を抱える「ひかり手当や健康管理費特1級対象者」は、約600名います。障害の内容は、知的障害が最も多く、肢体障害、精神障害、てんかんなどの順で、中枢神経系の障害が多いことが特徴です。被害者をとりまく援助の条件は、親族の介護力の低下や消失をはじめ大きく変化する時期を迎えています。また加齢に伴い被害者自身の身体状況の急な変化もみられます。そのため、「生活の場」「後見的援助者」の確保、「生活習慣病や二次障害などの健康課題」への対策、「地域の支援ネットワークづくり」など、人権が守られ充実感があり安心・安全な日常生活を送ることができるようにするために、地域救済対策委員会などの協力を得て、その実現に取り組んでいます。

これらの取組によって被害者自身が、「どこで誰とどのように暮らすか」を主体的に選択し、その実現を追求しています。

### ■相談事業の実施体制

被害者からの相談は、まず日常相談を担当している事務所職員が受け付けます。その相談内容によっては、公的な専門機関をはじめとする社会資源を活用し、ニーズの実現や問題の解決のための援助を行います。さらに、ひかり協会の各事務所には、専門的な相談に応えるために保健・医療、福祉、教育、法律などの各専門分野の専門家を地域救済対策委員・地域専門委員として委嘱し相談体制をとっています。

これ以外に保健指導や口腔衛生指導、栄養指導など日常的な健康管理の援助や、地域生活を営むうえで継続的な援助が必要な被害者への相談活動を行う相談員がいます。現在、地域救済

対策委員、地域専門委員、相談員として救済事業に協力いただいている専門家は全国で約 260 名います。

また、被害者の自主的健康管理を援助するために、連帯して健康を守る活動や被害者の健康状況やニーズをひかり協会に伝える活動を行う、救済事業協力員を地域ごとに配置しています。救済事業協力員が健康問題などで困っている被害者の状況やニーズをひかり協会事務所へ伝えることにより、救済事業として必要な対応が速やかにできるようになります。全国で 600 名以上の被害者が、救済事業協力員として健康づくりの活動を行っています。

障害のある被害者の援助体制については、行政保健師、主治医、成年後見人・相談支援専門員・介護支援専門員・ヘルパー・訪問看護師等の支援とともに、協会職員・地域救済対策委員・相談員による相談対応のほか、守る会の被害者仲間による訪問など、地域での複層的な支援ネットワークづくりを重視しています。

行政協力については、厚生労働省通知に基づき、行政とひかり協会とのネットワークが構築されており、これを活かして個々の対象者への援助に取り組んでいます。

## ■相談の形態

相談の形態としては、個別相談と集団（グループ）での相談の 2 つがあります。

日常の相談は、個別相談を基本に実施しています。個別相談は、職員が家庭や職場を訪問したり、被害者などの相談者が事務所に来所したりして行う面接と、電話などの方法で実施しています。

集団（グループ）での相談としては、健康や医療についての学習・交流の場である健康懇談会、障害のある被害者を対象に実施している症状別課題別懇談会などがあります。

### 《症状別課題別懇談会》

症状別課題別懇談会は、障害があるために社会生活や家庭生活に困難をもつ被害者が、話し合いを通じて、相互に共感しあい励まし合い支え合うことにより、被害者の自立と発達を促進することを目的に実施しています。

障害のある被害者は、障害・症状の重度化や二次障害、加えて生活習慣病など、障害による独自の問題や特別の困難を抱えています。また、地域での生活を営むうえで、健康問題以外にも、日常の家庭生活、仕事、人間関係についてなど、様々な不安や悩みを抱えています。これらの不安や悩みを解決していくために、経験を交流し合い、互いに励まし合い、支え合える場を重視しています。

そのため、グループ相談として、症状別課題別懇談会を開催しています。